

雇用保険制度の見直しについて
(中 間 報 告)
(案)

平成 年 月 日

雇用保険制度の見直しについて（中間報告）（案）

第1 雇用保険制度の現状

1 雇用保険財政の現状

(1) 失業等給付の状況

- 現下の雇用失業情勢は、厳しさが残るものの、改善が進んでいる（完全失業率は、平成15年度5.1%、16年度4.6%、17年度4.3%）。
- こうした雇用失業情勢の改善や、平成15年の雇用保険法改正（以下「平成15年改正」という。）による給付の重点化等により、給付の太宗を占める基本手当の受給者実人員は減少してきており、平成15年度83万9千人（対前年度比19.9%減）、16年度68万2千人（同18.8%減）、17年度62万8千人（同7.9%減）となった。
- 失業等給付に係る財政状況をみると、以上の受給者減や、平成15年改正による給付の見直し等を背景として、収支は平成15年度からプラスに転じ、15年度の差引剰余は4,000億円、16年度は7,962億円となり、17年度も引き続きプラスを維持したものと見込まれる。これにより積立金残高も増加し、15年度末は8,064億円、16年度末は16,026億円となり、17年度末にはこれがさらに増加したものと見込まれる（18年度末（予算ベース）では約2兆5千億円）。
- このように、失業等給付に係る財政状況は、平成14年度末には積立金残高が4,064億円と、積立金が枯渇しかねなかった状況から急速に改善している。

(2) 雇用保険三事業の状況

- 雇用保険三事業については、雇用失業情勢や事業実績等を勘案して毎年見直しを進めている。特に平成16年度を初年度としていわゆるPDCAサイクルによる目標管理を徹底してきており、雇用失業情勢の改善傾向と相まって、その支出は減少傾向にある。予算ベースでみると、雇用保険三事業の支出額は13年度以降6年連続してマイナスであり、12年度の予算額7,208億円に対し18年度は4,167億円と、この7年間で約6割の水準まで減少してきている。
- このため、雇用保険三事業に係る財政状況についても、平成15年度の差引剰余が999億円（同年度末の安定資金残高4,010億円）、16年度が1,301億円（同5,312億円）となるなど、失業等給付に係る財政状況と同様に改善傾向にある。

2 雇用保険制度をめぐる最近の動き

- (1) 1でみたように、雇用保険制度の財政状況は全体として改善傾向にある。しかしながら、一方で我が国財政は主要先進国中で最悪の状況にあり、財政構造改革

を進めることが喫緊の課題となっている。

特別会計については、その内容が分かりにくいことに加え、固有の財源等をもって不要不急の事業が行われているのではないか等の問題点が指摘され、抜本的な見直しが不可欠とされる中で、労働保険特別会計で実施する雇用保険事業に対しても、以下のとおりの財政制度等審議会報告、閣議決定が行われた。

- 「雇用保険等については、現時点においても、セーフティネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかとの批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組も進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまることなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。」（「特別会計の見直しについて - 制度の再点検と改革の方向性 -」（平成 17 年 11 月 21 日財政制度等審議会報告））

- 「労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険 3 事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。」（「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定））

(2) 「行政改革の重要方針」の閣議決定を受け、先の通常国会に政府案として提出され成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）（以下「行革推進法」という。）においては、第 23 条として以下のような規定が設けられた。

- 「労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。」（第 23 条第 1 項）
- 「雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。」（第 23 条第 2 項）

(3) さらに、本年 7 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（「基本方針 2006」）においては、歳出・歳入一体改革で財政健

全化の努力を中長期的に維持・強化していくことが改革の基本とされ、社会保障分野における歳出抑制策として、雇用保険制度についても、以下のような内容が盛り込まれている。

- 「失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含めて検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況（積立金2.5兆円）にかんがみ、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。」

第2 雇用保険制度の見直しに当たっての視点

① 第1に掲げた雇用保険制度の現状、② 平成14年12月26日付け当部会報告において「今後の課題」とされた諸課題、③ 昨年7月27日に「雇用政策研究会」（注）報告においてとりまとめられた、人口減少下において経済社会の停滞を回避し、働く意欲と能力があるすべての人が可能な限り働ける社会の構築を目指すという今後10年間の雇用政策全体の方向性、④ 改正高年齢者雇用安定法の施行等平成15年改正以降の雇用対策の動向等を踏まえ、雇用保険制度全体の在り方について当部会において議論を進めてきたところであるが、これまでの議論等を現時点でまとめると、以下のとおりとなる。

今後、これらの論点について、さらに具体的な検討を深めていく必要がある。

なお、以下は、今後新たな論点について議論することを妨げるものではない。

（注）厚生労働省職業安定局長が参集を委嘱した学識経験者（14名）による研究会（座長：小野旭
（独）労働政策研究・研修機構理事長）

1 適用

- ① 短時間労働被保険者の被保険者資格区分をなくし、一般被保険者として一本化するとともに、通常の労働者と短時間労働被保険者の受給資格要件（通常6月・月14日以上、短時間12月・月11日以上）を一本化することが適当ではないか。その際、受給資格要件については、循環的な給付を防ぐ観点から、特定受給資格者は6月、それ以外の者は1年とすることについてどう考えるか。
- ② マルチジョブホルダー等就業形態の多様化に対応した雇用保険の適用範囲について、さらに議論すべきではないか。
- ③ 労働政策の対象年齢との関連も念頭に置きつつ、65歳以降の対処について検討する必要はないか。

2 失業等給付

（1）基本手当

- ① 基本手当の所定給付日数及び日額水準については、平成12年及び15年の雇用保険法改正により受給者の早期再就職の促進等の観点から大幅な見直しを行った